

会員規程

特定非営利活動法人

ゆざわサンマリッツスポーツクラブ

(令和元年5月25日改正)

特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ会員規程

(範囲)

第1条 この規程（以下、本規程という）は、特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ（以下、本法人という）の会員に適用されるものとする。

第2条 入会手続き完了後、本法人の会員は本規程を遵守する義務を負うものとする。

第3条 定款の定めるところにより、会員個別の承諾を得ることなく本規程を変更でき、会員は予めこれを承諾するものとする。

(入会)

第4条 入会の申し込みは定款の定める手続きを行うことで完了する。

第5条 入会希望者が未成年者である場合、親権者の同意を得るものとする。

(変更)

第6条 会員は、入会の際に登録した事項について、変更があった場合すみやかに所定の方法で届出を行うこと。

第7条 前項の届出を怠ったことによる会員の損害について、本法人は一切の責任を負わない。

(退会)

第8条 退会を希望する場合は定款の定める手続きを行うことで完了する。

第9条 退会に際し、あらかじめ納入された会費の払い戻しは一切行わない。

第10条 退会届受領後一定の期間、会員の個人情報などを保有し管理するものとする。

(資格の喪失)

第11条 定款の定めるところにより、会員はその資格を喪失することがある。

(情報の利用)

第12条 会員が入会手続きを行った際に知りえた情報において、以下の項目に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に対して開示しない。

(1) 法令により開示が認められている場合

(2) 法令により開示が求められた場合

(入会金および年会費)

第13条 入会金および年会費は次のとおりとする。

種別	カテゴリ	入会金	年会費
正会員		2,000円	3,000円
利用会員	小学生会員（小学生以下含む）	2,000円	2,000円
	中学生会員	2,000円	2,000円
	一般会員（高校生以上）	2,000円	2,000円
団体会員	団体	2,000円	30,000円
賛助会員	個人	なし	1,000円/1口
	法人	なし	5,000円/1口

(スポーツクラブ利用会費)

第14条 スポーツクラブの利用会員は、前条のほか、対象種目ごとに利用会費を支払わなければならない。
なお、途中入会の場合は入会手続きが完了した日の属する月から対象となる。

種目	カテゴリ	月額会費
サッカー	中学生会員	
	U15（中学3，2，1年）	3,000円
	小学生会員	
	U12（小学6，5年）	2,200円

	U10 (小学4, 3年)	2,000 円
	U8 (小学2, 1年)	1,800 円
	キッズ (未就学児)	500 円
アーチェリー		
	一般会員	2,500 円
ロードバイク		
	小学生会員	1,000 円

(スクール・教室利用会費)

第15条 スクール・教室の利用会員は、第13条の入会金および年会費は不要であるが、次に示す利用会費を支払わなければならない。なお、途中入会の場合は入会手続きが完了した日の属する月から対象となる。

種目	月額会費
各種スクール・教室	1,000 円～1,500 円

(細則)

第16条 本規程になく必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

1. 本規程は本法人の成立の日より施行する。ただし設立初年度は年会費を徴収しない。

(附則)

1. 本規程は、平成27年4月1日から施行する。
1. 本規程は、平成30年5月19日から施行する。
1. 本規程は、令和元年5月25日から施行する。